

ベースアップ評価料届出後に行っていただきたいこと

ベースアップ評価料 (Ⅱ) 又は入院ベースアップ評価料を届出している医療機関 訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅱ) を届出しているステーション向け

令和7年度賃金改善計画書 及び 令和6年度賃金改善実績報告書 について

保険局医療課

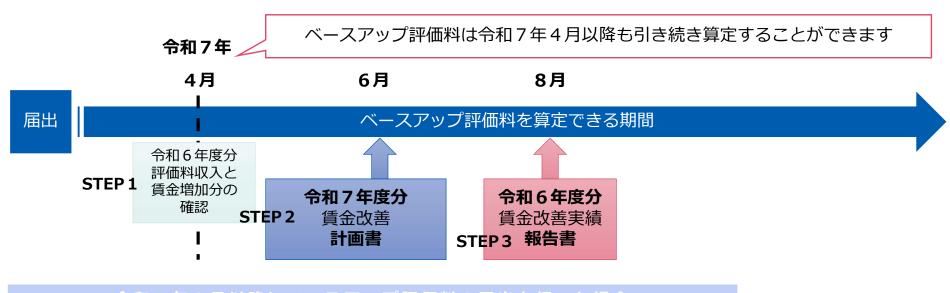
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

ベースアップ評価料届出後の流れ

令和6年6月から令和7年2月までにベースアップ評価料の届出を行った場合※

※令和7年3月1~3日に届出を行い、 令和7年3月から算定を開始している場合も含みます

- STEP1 令和7年3~4月に令和6年度分(賃金改善開始~令和7年3月まで)の「ベースアップ評価料収入」と「賃金改善措置による賃金増加分」を確認します
- STEP2 令和7年6月30日までに令和7年度分の賃金改善計画書
- STEP3 令和7年8月31日までに令和6年度分の賃金改善実績報告書 を提出してください。



令和7年3月以降にベースアップ評価料の届出を行った場合

令和7年度内に追加で提出する書類はありません。

(注意)

ベースアップ評価料(I)と入院ベースアップ評価料を届出している場合には、上記とは別に3か月ごとに区分変更の確認が必要です

STEP1 令和7年3~4月

令和6年度分「ベースアップ評価料収入」と「賃金増加分」の確認①

令和7年度分の「賃金改善計画書」作成(STEP 2)と令和6年度分の「賃金改善実績報告書」作成(STEP 3)に向けて、令和6年度分に各医療機関・ステーションが得た「ベースアップ評価料収入」と各医療機関が実施した「賃金改善措置による賃金増加分」を確認しておきましょう。

①ベースアップ評価料収入(ベースアップ評価料算定金額)の集計

ベースアップ評価料の算定を開始してから令和7年3月までの、ベースアップ評価料収入の金額を集計します レセプト作成にあたって医事会計システム(レセプトソフトなどを含む)をお使いの医療機関・ステーション は、システムからベースアップ評価料の請求金額もしくは算定回数が集計が可能かどうかを確認してください

②賃金改善措置による賃金増加分(賃金改善実績額)の計算

賃金改善をしたことによるベースアップ評価料対象職員の賃金増加分(全員の合計額)を計算します

賃金改善後の給与総額

賃金改善前の給与総額

(実際に支給した額)

(賃金改善をしなかった場合 で計算した額) 賃金増加分







510万円 - 500万円 = 10万円

ポイント

- 賃金増加分は「賃金改善後の給与総額」から「賃金改善前の給与総額」を引くことにより計算します
- ・ 本評価料におけるベースアップ(ベア等)及びベース アップ評価料による賃金改善分に含めることができるも のについては、次ページ以降の参考①②をご覧ください

STEP 1 令和 7 年 3 ~ 4 月 令和 6 年度分「ベースアップ評価料収入」と「賃金増加分」の確認②

令和7年度分の「賃金改善計画書」作成(STEP 2)と令和6年度分の「賃金改善実績報告書」作成(STEP 3)に向けて、令和6年度分に各医療機関・ステーションが得た「ベースアップ評価料収入」と各医療機関・ステーションが実施した「賃金改善措置による賃金増加分」を確認しておきましょう。

③ ①の「ベースアップ評価料収入」と②の「賃金改善措置による賃金増加分」の差額を計算

差額を参考にしながら、<u>必要に応じて</u>、令和7年度の賃金改善計画における<u>対象職員へのベア等の金額を見直</u> すことができます。

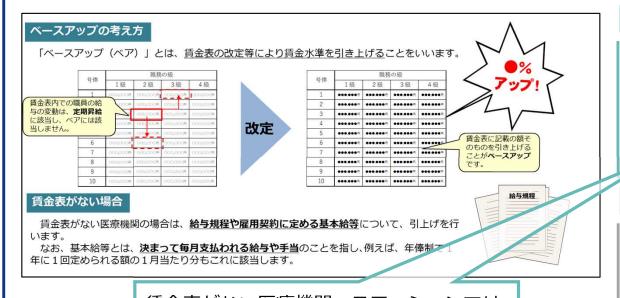
もし②く①になっている、つまり「ベースアップ評価料収入分」に余りが出ている場合には、余り分は令和7年度に繰り越して、令和7年度の賃金改善分に用いる必要があります。令和7年度の賃金改善計画において、繰り越し分+令和7年度の「ベースアップ評価料算定金額見込み」により、ベア等の金額(対象職員の基本給等にかかる1か月の賃金改善見込み額)を再度調整してください。

令和7年度の「賃金改善計画書」の書き方については「STEP 2」でご説明します。

【参考①】ベースアップとは

ベースアップ(ベア)

- ・ベースアップ(ベア)は賃金表の改定等による賃金水準を引き上げることをいいますが、 ベースアップ評価料では、毎月支払われる手当の増額による賃金の引上げも「ベア等」に含めることができます。
- 動続年数の増加や、昇進のために賃金を引き上げた分は、「ベア等」には含まれません。また、一時的に支払われる手当の増加も、「ベア等」には含まれません。



賃金表がない医療機関・ステーションでは、「ベースアップ評価料手当」を新設し、毎 月決まった額を従来の基本給に上乗せして 支給することも可能です。

ベア等に含めることができるもの(例)

- 賃金表等の改定等による賃金水準の引上げ
- 給与規程や雇用契約に定める基本給の引上げ
- 毎月支払われる手当の増額・新設

これらに連動して引きあがる賞与分や時間外手 当、事業主負担の増額分も含まれます。

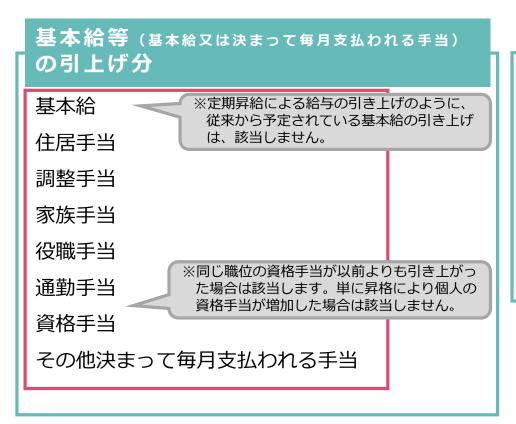
ベア等に含めることができないもの(例)

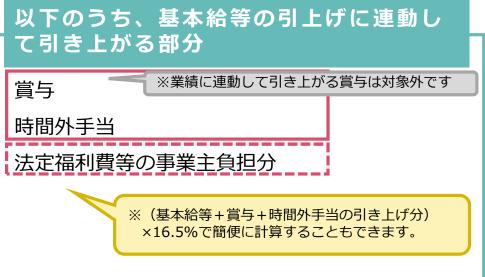
- 定期昇給など従来から予定されている基本給の引上 げ
- 一時的に支払われる臨時手当の支給
- 特定の業務等に付随する手当の増額・新設

業績に連動して引き上がる賞与については対象 外です

【参考②】ベースアップ評価料による賃金改善分に含めることができるもの

ベースアップ評価料による賃金改善分に含めることができるのは以下の項目です





ベースアップ評価料による賃金改善分に含めること ができないもの(例)

- 一時的に支払われる臨時手当の支給
- 特定の業務等に付随する手当の増額・新設
- 労働時間の増加に伴う時間外手当等の増額分

STEP 2 令和 7 年 4 ~ 6 月

令和7年度分「賃金改善計画書」の作成・提出 ①様式の種類

ベースアップ評価料を届け出ている医療機関・ステーションは、「賃金改善計画書」を毎年4月に作成して、6月30 日までに、地方厚生(支)局に届け出る必要があります。

「賃金改善計画書」は、以下2種類の届出様式のExcelファイルに含まれています。ベースアップ評価料(Ⅱ)又は 入院ベースアップ評価料を届出している医療機関、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)を届出しているステーショ ンは従来版様式を用いてください。



2. 届出様式(医療機関用)

○外来・在宅ベースアップ評価料(I)のみを届出する場合(評価料I専用届出様式)★よりシンプルによりました

X ベースアップ評価料 I 専用届出様式 (Excel形式) [435KB] (ロ

○上記以外の場合(従来版様式)

X ベースアップ評価料届出様式 (Excel形式) [327KB] ② 【1.22UPDATED】

届出様式(訪問看護ステーション用)

- ○訪問看護ベースアップ評価料(I)のみを届出する場合(評価料I専用届出様式)★よりシンプルになりました
- 【X】訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)専用届出様式(Excel形式)[157KB] ♀ 【NEW】
- ○訪問看護ベースアップ評価料 (I) と (II) を届出する場合 (従来版様式)
- X 訪問看護ベースアップ評価料届出様式 (Excel形式) [179KB] ② 【UPDATED】

評価料 I 専用届出様式

ベースアップ評価料(I)のみを届出する場合に用い ることができるシンプルな様式です。

従来版様式

ベースアップ評価料(I)のほか、同評価料(I) や入院ベースアップ評価料を届出する場合に用いる 様式です。

STEP 2 令和 7 年 4 ~ 6 月

令和フ年度分「賃金改善計画書」の作成・提出 ②従来版様式

ベースアップ評価料(Ⅱ)及び入院ベースアップ評価料を届出している医療機関、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)を届出しているステーションは、従来版様式を用いて「賃金改善計画書」を作成します。

「賃金改善計画書」の作成

ベースアップ評価料 (Ⅱ) 又は入院ベースアップ評価料を届出している医療機関 訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅱ) を届出しているステーション

算定できる区分の計算が必要なため、従来版様式を用いて届出を行ってください。

従来版様式(病院及び有床診療所用)

添 (病院及び有床診療所)賃金改善計画書(令和 年度分)	
保険医療機関コード	
保険医療機関名	
・情金引上げの実施方法及び背金改善実施期間等	
1) 賃金引上げの実施方法	
○ 令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。	
○ 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。	
※ 令和5年度との比較で、令和6年度と令和7年度で同じ水準の賃金引き上げを行う場合には、「一律の引上げを行う」を選	
令和6年度のベースアップ評価料による算定金額の一部を繰り越すなどして、令和6年度との比較で、令和6年度と令和79	丰度で段階的な賃金
善を行う場合には、「段階的な引上げを行う」を選択すること。	
2)賃金改善実施期間	
※ 令和7年度の資金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースア	ップ評価料を算定し
	ップ評価料を算定し
※ 令和7年度の資金改働期間の対別については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースア 資金が世上げを維持することを前提とすること。	ップ評価料を算定し
※ 令和7年原の賃金会養期期の終期については、令和8年3月を原制とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースア 賃金引き上げを推持することを前提とすること。 3) ベースアップ評価科算定期間	ップ評価料を算定し
 ・ 令和7年原の資金金書解码が終期については、令和8年3月を原制とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースア 賃金部(と上7を報ぎすることを開発とすること。 3) ベースフップ評価料算定期間 令和 年月 中月 十月 	ップ評価料を算定し
 ※ 令和7年度の資金公園期間が終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースア 資金引き上げを維持することを削退とすること。 3) ベースアップ評価計算定期間 会和 年月 テ月 ※ 「(3) ベースアップ評価計算定期間 申は、常にベースアップ支援施する必要がある。 	
 ※ 令和7年原の資金效益期替の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースア 資金部度上げを維持することを前提とすること。 3) ベースフップ評価科算定期間 令和 年 月 ~ 令和 年 月 1 ヶ月 ※ 「(3) ベースアップ指導科算定期間・申は、常にベースアップを実施する必要がある。 ※ 「(3) ベースアップには、基本認びは実立、で無見支払われる手部の引上げ(以下、作ア等)にい、定期昇給は含ま ベースアップには、基本認びは実立、で無見支払われる手部の引上げ(以下、作ア等)にいう。 をいい、定期昇給は含ま 	au.
 ※ 令和7年度の資金公園期間が終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースア 資金引き上げを維持することを削退とすること。 3) ベースアップ評価計算定期間 会和 年月 テ月 ※ 「(3) ベースアップ評価計算定期間 申は、常にベースアップ支援施する必要がある。 	au.
#	au.
※ 令和7年度の資金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースア 質量的に上げを検討することを所述とすること 3・ベースアップ財産時間を開始 会切 年 月 ・ 令和 年 月 ・ ヶ月 ※ 「(3・ベースアップ財産時間を取削・中は、常にベースアップを発揮する必要がある。 ※ ベースアップは、基本級又は決まって毎月支払われる手能の行出け「以下、「ベア南」という)をいい、定期時間は含ま また、ベア南にコマア等を報告することにより運動して行む」とかる賞多や特格的手当、法定指利債者の事業主責担の管理分 する。なお、集補に運動して引き上かる賞多分については含まない。	au.
# 令和7年原の資金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースア 資金部位上げを維持することを前提とすること。 3 ペースフップ評価料算定期間 年 月 ~ 令和 年 月 ・ ヶ月 ※ 手 (3) ペースアップ評価料算定期間・第一ペースアップを実施する必要がある。 ※ 一人スアップには、基本総収は支援。で第月支払われる手部の引上げ(以下、ペア等)。という。といい、定期所総は含ま ※ また、ベア等には、不予等に対して等を実施することにより連動して引き上が高度から特別中語、法定指列債等の事業主責団の複数分 する。なお、無知に連加く可能とか高度分についてはままない。 - 1、ベースアップ評価料による算定金額の見込み レヤミ の割間中1	ない。 についても含むこと
# 令和7年原の資金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースア 資金部位上げを維持することを前提とすること。 3 ペースフップ評価料算定期間 年 月 ~ 令和 年 月 ・ ヶ月 ※ 手 (3) ペースアップ評価料算定期間・第一ペースアップを実施する必要がある。 ※ 一人スアップには、基本総収は支援。で第月支払われる手部の引上げ(以下、ペア等)。という。といい、定期所総は含ま ※ また、ベア等には、不予等に対して等を実施することにより連動して引き上が高度から特別中語、法定指列債等の事業主責団の複数分 する。なお、無知に連加く可能とか高度分についてはままない。 - 1、ベースアップ評価料による算定金額の見込み レヤミ の割間中1	au.
新 令和7年度の資金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースア 質面が行と対することを前提とすることを 3 ペースファップ技術を日本草原制	ない。 についても含むこと 0 P
# 令和7年原の資金改善期務の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースア 質品的に上げを維持することを前提とすること。 3 ペースアップ評価料算定期間、 年 月 ~ 令和 年 月 1 ヶ月 # 月 3 ペースアップ評価料算定期間・1 第1ペースアップを実施する必要がある。 # ペースアップには、基本級以は表す。で毎月支払われる手曲の引上げ(以下、「ベア等」という。をいい、定期評価はさま # そんア等いは、不可等いはベア等を実施することにより運動して引き上が高度から特別の手品、法定領制債等の事業主責団の理論分する。なお、集制に運動に受力を重要が見入め、「ペタ」の割固中1 4) 算定金額の見込み // 第一次 一名アースアップ評価料による算定金額の見込み // ペタ の割固申1	ない。 についても含むこと 0 P 0 P 0 P
新 ・ 令和7年度の資金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースア 質型的に上げを維持することを削退さすることを 3 ペースアップは経済を経済を持て、第14年2月 - 令和 年 月 1 7月 第1(3)ペースアップを経済を認明・申は、常にベースアップを発揮する必要がある。 ※ ベースアップは、基本級又は決まって毎月表出われる手部の引むげ(以下、「ベア等」という)をいい、定期終結せまま ※ ベースアップはは、基本級又は決まって毎月表出われる手部の引むげ(以下、「ベア等」という)をいい、定期終結せまま ※ 元・ベア等ルはマイデを発射さることにより連動して対したが高度与や時間が手品、法定採利債者の事業主負担の増設分 する。なお、素細に運動して同じ上がる質分がについてはままない。 ・1、ベースアップが提供による算定金額の見込み レベマタ の類関中1 4) 算定金額の見込み // 万米でスアップが提供による算定金額の見込み // 大阪ベースアップが提供に「)等による毎定金額の見込み	ない。 についても含むこと 0 P 0 P 0 P 185 g
# 令和7年原の資金改善期待の終期については、令和8年3月を原制とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースア 質量的に上げを維持することを開建さること。	ない。 についても含むこと 0 P 0 P

「別添2」シート 「様式97」シート の記載後に、「賃金改善計画書」を 作成します **従来版様式(診療所用)**



「別添2」シート 「様式96」シート の記載後に、「賃金改善計画書」を 作成します 従来版様式(歯科診療所用)



「別添2」シート 「様式96」シート の記載後に、「賃金改善計画書」を 作成します

訪問看護ステーションは「別紙様式11」の記載後に、「賃金改善計画書」を作成します

令和7年度分「賃金改善計画書」の作成・提出 ③従来版様式

STEP 1での「ベースアップ評価料収入」と「賃金改善措置による賃金増加分」の差額計算の結果、「ベースアップ評 価料収入」に余りが出ている場合には、繰り越し分を含めた金額で「賃金改善見込み額」を設定してください。

「賃金改善見込み額」の設定について

例では(診療所用)賃金改善計画書を用いています

(病院及び有床診療所) 及び(訪問看護ステーション用) 賃金改善計画書には、定期昇給等に 関する記載項目があります

- 「様式96」「様式97」又は「参考」シートに3 か月の算定回数を記載します(※)。
 - ※ 様式96 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)を届け出る場合 様式97 入院ベースアップ評価料を届け出る場合 参考 外来・在宅ベースアップ評価料(I)のみを届け出る場合
- 2. 令和6年度の「ベースアップ評価料収入」の余 り分を「(6)前年度からの繰越額」に記載し (余りがない場合は0円でOKです) ます。 「(7)算定金額の見込み(繰越調整後)」の 欄に計算される金額が、令和7年度にベース アップ評価料対象職員の賃金改善に用いなけれ ばならない金額です。

み」及び「外来・在宅ベースアップ評価料(1) 等の算定により算定される点数の見込み」は「(参考)賃金引き上げ計画書作成のための計 算シート(IIを算定しない診療所向け)」により計算を行うこと。 (2) の月数と様式96シートの入力値により計算されます Ⅲ-1.ペースアップ評価料による算定金額の見込み【(3)の期間中】 (4) 算定金額の見込み 234,000円 外来・在宅ベースアッブ評価料(Ⅰ)等による算定金額の見込み 126,000円 外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の算定により算定される点数の見込み 2,100点 108,000円 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等による算定金額の見込み 1点 8 占 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の区分及び点数 (ぬ水・井京バースアップは存取(目))) 900 🗆 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等(初診時等)の質定回数の見込み 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等(再診時等)の質定回数の見込み 3,600 🗆 (5) 令和7年度への繰越予定額(令和6年度届出時のみ記載) 0 00 繰越がある場合には記載 48,000 P (6) 前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載) (7) 算定金額の見込み (繰越額調整後) 【(4)-(5)+(6)】 282,000円

※ 「(7) 算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増 加分に充て、下記の「(9)ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。

間(2)の開始月】」の金額を記載すること。 ※ 「ベア等」の定義は1を参照のこと。 【ペースアップ評価料対象職種について】

改善の見込み額を記載します。 ○ 以下、基本給等総額については1ヶ月当たりの額を記載してください。 ※「基本給等総額」には、給与のうち、基本給及び決まって毎月支払われる手当の合計を計上すること。 ※ 年度更新及び区分変更等によりベースアップ評価料の賃金改善計画書を再度届出する場合、「賃金改善しなかった場合の対象職員の基本給等総 額【賃金改善実施期間(2)の開始月】」には、初回届出時点における「賃金改善しなかった場合の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期 Ⅳ.ベースアップ評価科対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項 (10) 対象職員の常動換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】 4.0 人 (11) 賃金改善しなかった場合の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 800,000 円 (12) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 820,000 円 (13) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分) 【(12) - (11)】 20,000 P

「(7)算定金額の見込み(繰越調整後)| 以 上の数字になるように「(8)全体の賃金改善 の見込額 | 及び「(9)(8)のうちベア等実 施分 を設定してください。(8)には対象職 員以外のベア、定期昇給や一時金等による賃金 改善の見込み額を含む金額を記載します。

Ⅲ-2.全体の賃金改善の見込み額【(2)の期間中】 (8) 全体の賃金改善の見込み額 320,000 PH (9) (8) のうちベア等実施分 300,000 円 「賃金改善の見込み額」は、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施され た場合の給与総額」との差分により判断すること。

※ 「ベア等」の定義は I を参照のこと。

(14) (13) のうちベア等実施分

(15) ベア等による賃金増率【(14)÷(11)】

- ※「(9)(8)のうちベア等実施分しは「(7)算定金額の見込み(繰越額調整後)」以上の金額とすること。 また、ベースアップ評価料収入によるベア等分のほか、ベースアップ評価料収入以外の財源を活用して、当該年度においてベア等を実施した分
 - Ⅳ以降に、1か月当たりの基本給等に係る賃金

16,000 円

2.0 %

STEP 2 令和 7 年 4 ~ 6 月 令和 7 年度分「賃金改善計画書」の作成・提出 ③提出方法

ベースアップ評価料を届け出ている医療機関・ステーションは、「賃金改善計画書」を毎年4月に作成して、6月30日までに、地方厚生(支)局に届け出る必要があります。

「賃金改善計画書」の提出

「賃金改善計画書」の作成が完了したら、これまでの届出時と同様に、専用メールアドレス宛に届出様式のExcelファイルを送付してください。ファイル名には医療機関又はステーションコードを含めてください。

ファイル名の例:「9999999_ベースアップ評価料計画書提出.xlsx」

専用メールアドレスは、都道府県ごとに設定されていますので、送付先を間違えないように注意してください。 各都道府県の専用メールアドレスは、次ページもしくは厚労省ウェブサイトのベースアップ評価料特設ページを ご覧ください。

「賃金改善計画書」の内容周知

「賃金改善計画書」の内容については、各医療機関・ステーションの対象職員に周知を行ってください。



【参考③】都道府県別専用メールアドレス一覧

都道府県 番号	管轄地域	都道府県名	メールアドレス
0 1	北海道厚生局	北海道	baseup-hyoukaryou01 ● mhlw.go.jp
0 2 0 3 0 4 0 5 0 6 0 7	東北厚生局	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	baseup-hyoukaryou02 • mhlw.go.jp baseup-hyoukaryou03 • mhlw.go.jp baseup-hyoukaryou04 • mhlw.go.jp baseup-hyoukaryou05 • mhlw.go.jp baseup-hyoukaryou06 • mhlw.go.jp baseup-hyoukaryou07 • mhlw.go.jp
0 8 0 9 1 0 1 1 1 2 1 3 1 4 1 5 1 9 2 0	関東信越厚生局	茨 栃群埼 千東神 新山 長城 木馬玉 葉京奈潟梨野県県県県都川県県県県県県県県県	baseup-hyoukaryou08 • mhlw.go.jp baseup-hyoukaryou10 • mhlw.go.jp baseup-hyoukaryou11 • mhlw.go.jp baseup-hyoukaryou12 • mhlw.go.jp baseup-hyoukaryou13 • mhlw.go.jp baseup-hyoukaryou14 • mhlw.go.jp baseup-hyoukaryou15 • mhlw.go.jp baseup-hyoukaryou15 • mhlw.go.jp baseup-hyoukaryou19 • mhlw.go.jp baseup-hyoukaryou19 • mhlw.go.jp
1 6 1 7 2 1 2 2 2 3 2 4	東海北陸厚生局	富山県 石川県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	baseup-hyoukaryou16 • mhlw.go.jp baseup-hyoukaryou21 • mhlw.go.jp baseup-hyoukaryou22 • mhlw.go.jp baseup-hyoukaryou23 • mhlw.go.jp baseup-hyoukaryou23 • mhlw.go.jp baseup-hyoukaryou24 • mhlw.go.jp

都道府県 番号	管轄地域	都道府県名	メールアドレス
18		福井県	<u>baseup-hyoukaryou18 ● mhlw.go.jp</u>
2 5		滋賀県	baseup-hyoukaryou25 ● mhlw.go.jp
2 6	近畿厚生局	京都府	baseup-hyoukaryou26 ● mhlw.go.jp
2 7		大阪府	baseup-hyoukaryou27 ● mhlw.go.jp
2 8		兵庫県	baseup-hyoukaryou28 mhlw.go.jp
2 9		奈良県	<u>baseup-hyoukaryou29 ● mhlw.go.jp</u>
3 0		和歌山県	baseup-hyoukaryou30 mhlw.go.jp
3 1		鳥取県	<u>baseup-hyoukaryou31 ● mhlw.go.jp</u>
3 2		島根県	<u>baseup-hyoukaryou32 ● mhlw.go.jp</u>
3 3	中国四国厚生局	岡山県	<u>baseup-hyoukaryou33 ● mhlw.go.jp</u>
3 4		広島県	<u>baseup-hyoukaryou34 ● mhlw.go.jp</u>
3 5		山口県	<u>baseup-hyoukaryou35 ● mhlw.go.jp</u>
3 6		徳島県	baseup-hyoukaryou36 ● mhlw.go.jp
3 7	四国厚生支局	香川県	baseup-hyoukaryou37
3 8		愛媛県	baseup-hyoukaryou38 mhlw.go.jp
3 9		高知県	baseup-hyoukaryou39
4 0		福岡県	<u>baseup-hyoukaryou40 ● mhlw.go.jp</u>
4 1		佐賀県	<u>baseup-hyoukaryou41 ● mhlw.go.jp</u>
4 2		長崎県	baseup-hyoukaryou42
4 3	九州厚生局	熊本県	baseup-hyoukaryou43 ● mhlw.go.jp
4 4	7 0, 11/ 3	大分県	baseup-hyoukaryou44 ● mhlw.go.jp
4 5		宮崎県	<u>baseup-hyoukaryou45 ● mhlw.go.jp</u>
4 6		鹿児島県	<u>baseup-hyoukaryou46 ● mhlw.go.jp</u>
4 7		沖縄県	baseup-hyoukaryou47 mhlw.go.jp

「従来版様式」を用いて令和7年度分の賃金改善計画書を作成する場合

質問 「様式97」に給与総額・算定回数の実績値を記載したら、算定する入院ベースアップ評価料の区分が変更になりました。区分変更の届出と計画書提出を1つのExcelファイルで同時に行ってもいいですか?

回答 はい。同時に行うことができます。

7月から算定区分が変更になる場合には、変更後の区分で令和7年7月から令和8年3月までの9か月分の計画書を作成してください。

なお、令和7年3月に更新した従来版様式を利用して、区分変更届出と計画書提出を同時に行う場合には、 「別添2」シートの届出種別は「区分変更の届出及び計画書提出」を選択してください。

ベースアップ評価料(Ⅱ)の区分変更の届出と計画書提出も同様です。

- **質問** 「従来版様式」を用いて令和7年度分の賃金改善計画書を作成する場合、「賃金改善計画書」シートの「全体の賃金改善見込み額」には、どの時点と比較した賃金改善見込み額を記載するのですか?
- **回答** 「全体の賃金改善見込み額」には、ベースアップ評価料による賃金改善を実施する前からの賃金改善見込み額を記載します。ただし、定期昇給の制度がある医療機関・ステーションにおいては「うちベア等実施分」の金額には定期昇給による賃上げ分は含めないでください。

STEP 2 令和 7 年 4 ~ 6 月 令和 7 年度分「賃金改善計画書」の作成・提出 ⑤よくある質問

「従来版様式」を用いて令和7年度分の賃金改善計画書を作成する場合(つづき)

質問 「賃金改善しなかった場合の基本給等総額」はどのように計算すれば良いですか?

回答 以下を参考にして計算してください。

- 給与表の改定によってベア等を実施した医療機関・ステーションでは、改定する前の給与表を用いる ことにより 各職員の基本給を計算する方法が考えられます
- 「決まって毎月支払われる手当」によるベア等を実施した医療機関・ステーションでは、手当分を除いた基本給等総額を「賃金改善しなかった場合の基本給等総額」、手当分を「ベア等実施分」とする方法が考えられます
- ベースアップ評価料の届出前から職員の構成が大きく変わっていない医療機関・ステーションでは、 令和5年度(ベースアップ評価料に関わる賃金改善措置を実施する前の年度)の基本給等総額に、令 和6年分の定期昇給による基本給の増加分を加える方法が考えられます(定期昇給の制度がない医療 機関・ステーションでは、令和5年度の基本給等総額が「賃金改善しなかった場合の基本給等総額」 となります)
- ベースアップ評価料の届出前から職員の構成が変わっており、令和5年度と令和7年度の比較が困難 な医療機関では、以下の計算式を用いて計算する方法が考えられます

令和5年度の対象職員の基本給等総額 令和5年度の対象職員数 × 令和7年度の対象職員数

令和6年度分「賃金改善実績報告書」の作成・提出 ①様式

前年度にベースアップ評価料を届け出ている医療機関・ステーションは、前年度分の「賃金改善実績報告書」を作成して、8月31日までに、地方厚生(支)局に届け出る必要があります。

以下のいずれか1つのシートを使って、賃金改善実績報告書を作成してください。

ベースアップ評価料特設ページに掲載されている「報告書専用様式」のExcelファイルを使うのがおすすめですが、 過去に作成した賃金改善計画書の数字を使って報告書を作成したい場合には「届出様式(従来版様式)」を使う こともできます。医療機関等の種類により記載すべきシートが異なりますので、注意してください。

報告書専用様式

- 病院及び有床診療所用
- 診療所用(医科・歯科共通)
- 訪問看護ステーション用

届出様式(従来版様式)

- 報告書シート(病院及び有床診療所用)
- 報告書シート(診療所用)
- 報告書シート(歯科診療所用)
- 報告書シート(訪問看護ステーション用)

↓ ベースアップ評価料特設ページ 報告書専用様式掲載箇所

7. 賃金改善実績報告書様式(医療機関用・訪問看護ステーション用)

ベースアップ評価料の届出を行っている医療機関及び訪問看護ステーションは、毎年8月において、前年度における賃金改善の取組状況を評価するため、「賃金改善実績報告書」を以下の様式により作成し、地方厚生(支)局長に報告する必要があります。

なお、従来版のベースアップ評価料届出様式(Excel形式)の報告書シートを用いて、報告を行うことも可能です。従来版様式を用いて報告を行う際は特に以下の注意点をご確認の上で、報告を行ってください。

報告書専用様式(医療機関用)

• 病院及び有床診療所用

報告書様式 / 記載例

• 診療所及び歯科診療所用

報告書様式 / 記載例

報告書専用様式(訪問看護ステーション用)

訪問看護ステーション用

報告書様式 / 記載例

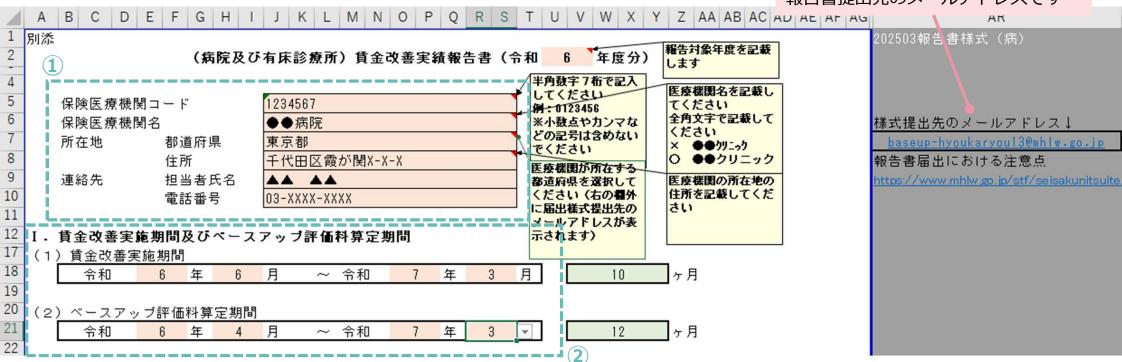
令和7年4月以降にベースアップ評価料の算定を開始した医療機関・ステーションは、令和6年度分の賃金改善 実績報告書の提出は不要です

令和6年度分「賃金改善実績報告書」の作成・提出②医療機関情報

各記載欄に表示される「メモ」を参考に入力してください

例では(病院及び有床診療所)賃金改善実績報告書を用います

欄外に表示されるメールアドレスが、 報告書提出先のメールアドレスです



届出様式(従来版様式)を利用する場合

- 1) 「別添2 | シートに記載してください。
- ②「計画書」シートに記載した数字が「報告書」シートに転記されます。

令和6年度分「賃金改善実績報告書」の作成・提出 ③評価料収入

各記載欄に表示される「メモ」を参考に入力してください



ベースアップ評価料による収入の実績額(翌年度への繰越予定額相当分を除く)を、全て「職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等」に充当できていれば✓をしてください。

ベースアップ評価料による収入の実績額(翌年度への繰越予定額相当分を除く)のうち、「職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等」に充当できていない分があれば、その金額は翌年度のベア等の費用に充てる必要があります。充当できていない分の金額を「(7)翌年度への繰越予定額」に計上したうえで、✓をしてください。この繰越分については、翌年度の報告書では「前年度からの繰越額」に計上し、報告を行ってください。

令和6年度分「賃金改善実績報告書」の作成・提出 ⑤基本給等総額

各記載欄に表示される「メモ」を参考に入力してください

(21) (19) のうちベア等実施分【(19) - (20)】

(22) ベア等による賃金増率【(21)÷((18)-(19))】

「診療所用」様式では「看護職員」「薬剤師」「看護補助者」「歯科衛生士」「その他」の職種の記載は不要です。

以下、基本給等総額については1ヶ月当たりの額を記載してください。 86 「基本給等総額」には、給与のうち、基本給及び決まって毎月支払われる手当の合計を計上すること。 87 ※ ベア等の定義はⅡ-2を参照のこと。 88 - ※ 「うち定期昇給相当分」は、【賃金改善実施期間(1)の開始月】において定期昇給を実施する場合にのみ記載すること。 89 それ以外の月に定期昇給を実施する場合、もしくは定期昇給の制度を設けていない医療機関は「0」と記載すること。 90 【ペースアップ評価料対象職種について】 91 Ⅲ・ペースアッブ評価科対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項 シート末尾の【記載 92 (11) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】 90.0 上の注意】4を参照 18,450,000 円のこと。 94 (12) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】 450,000 (13) 基本給等に係る賃金改善実績額(1ヶ月分) 96 90,000 円 (14) (13) のうち定期昇給相当分 97 (15) (13) のうちベア等実施分【(13) - (14)】 360,000 円 ペースアップ評価料 98 の初回届出時点での (16) ベア等による賃金増率【(15)÷((12)-(13))】 2.0 % 99 た場合」の基本給等 100 総額からの、基本給 IV. 看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の基本給等に係る事項 等総額の増加分を記 101 (17) 看護職員等の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】 60.0 人 載します。 103 (18) 賃金改善した後の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月】 12,300,000 円 104 (19) 基本給等に係る賃金改善実績額(1ヶ月分) 300,000 円 105 (20) (19) のうち定期昇給相当分 60,000 円

【記載上の注意】4

106

107

108 109

110

113

「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。 常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定 労働時間」で除して得た数(当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。

240,000 円

2.0 %

参考「基本給等総額」に含めるもの

例) 一般的な給与明細

基本給 住居手当

調整手当家族手当

役職手当 通勤手当

資格手当

その他決まって毎月支払われる手当

基本給等総額

(=基本給及び決まって 毎月支払われる手当)

賞与や法定福利費の事業主負担分

超過勤務手当 休日勤務割増手当

夜勤手当 交代勤務手当

深夜割増手当 呼出手当

その他都度支払われる手当

役員報酬は基本給等総額に含まれません

STEP 3 令和 7 年 8 月 令和 6 年度分「賃金改善実績報告書」の作成・提出 ⑥提出日・開設者名

最後に提出日と開設者名を記載して、専用メールアドレス宛に様式のExcelファイルを提出してください。

 171 本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 7 年 8 月 2 日 開設者名: **開設**者名

提出時の注意点

- メール提出時、メールに添付するExcel ファイルのファイル名に医療機関又はステーションコードを記載してください。
 - 例)9999999_ベースアップ評価料報告.xlsx
- メール本文にも、署名等により医療機関又はステーション名及び連絡先を記載してください。
- メールには、様式以外のファイルは添付しないでください。
- メールアドレスを持っていない等やむを得ない事情がある場合には、書面で提出してください。

STEP 3 令和 7 年 8 月 令和 6 年度分「賃金改善実績報告書」の作成・提出 ⑦よくある質問

「報告書専用様式」を用いて令和6年度分の賃金改善実績報告書を作成する場合

- **質問** ①「賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】」と②「基本給等に係る賃金改善実績額(1ヶ月分)」はどのような数字を記載するのですか?
- 回答 ①「賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】」には、賃金改善実施期間の最初の月に支給した基本給等総額を記載します。
 - ②「基本給等に係る賃金改善実績額(1ヶ月分)」には、賃金改善実施期間の最初の月に支給した基本給等総額のうち、基本給又は決まって毎月支払われる手当の増加分の金額を記載します。

届出様式(従来版様式)を用いる場合

賃金改善計画書に記載されている「賃金改善しなかった場合の基本給等総額」の数字から変更がなければ、 ② 「基本給等に係る賃金改善実績額(1ヶ月分)」は数式で計算されるため、記載不要です。